



相続時精算課税に係る基礎控除の創設

前回、令和5年度税制改正による暦年課税について説明しましたが、今回は相続時精算課税制度の改正項目について説明します。

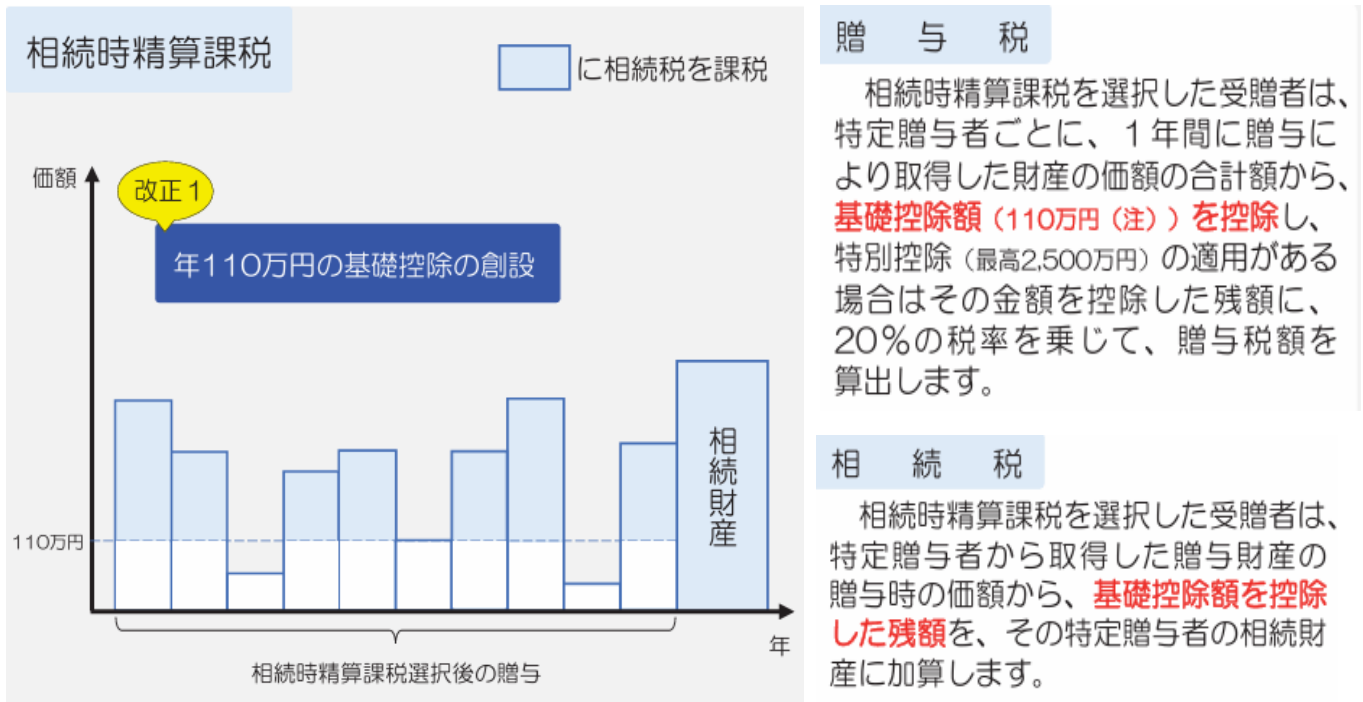
相続時精算課税を選択した受贈者（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別に、贈与税の課税価格から**基礎控除額 110万円**が控除されます。

又、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されるその特定贈与者から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産の価額は、**基礎控除額を控除した後の残額**とされます。

具体的には、下記の通りとなります。

(国税庁HPより抜粋)

【令和6年1月1日以後に贈与を受ける場合】



(注1)

相続時精算課税は、原則として、①贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であり、②受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。なお、相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更することはできません。

(注2)

特定贈与者とは、相続時精算課税の選択に係る贈与者をいい、令和5年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税を選択した場合も含まれます。

(注3)

相続時精算課税を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について暦年課税の基礎控除の適用はできません。